

答 申

「文化芸術に係る顕彰制度」の在り方について

平成24年9月

京都文化芸術都市創生審議会

## 1 検討の目的

京都市では、永年にわたり、市の学術・芸術など文化の向上に多大の功労があったと認められる者を顕彰するため、「京都市文化功労者表彰」制度を、要綱に基づき実施している（昭和43年施行）。

また、市民文化の向上に資するため、活発な芸術活動を展開して、将来を嘱望される新人及び新人の育成等芸術文化の向上に多大の功労があると認められる者を顕彰するため、「京都市芸術新人賞等表彰」制度を、要綱に基づき実施している（昭和50年施行）。

両制度の創設から35年以上が経過し、今日、京都が誇る優れた人材の力が、文化芸術都市・京都の創生の取組により一層反映されるような、より効果的な制度となることが求められており、「京都文化芸術都市創生計画（改定版）」（平成24年3月策定）においても、「顕彰制度の在り方の検討」が総合施策の一つとして掲げられている。

これらの状況を背景に、平成24年2月8日、京都市長から本審議会へ、文化芸術に係る顕彰制度の在り方についての検討が付託された。本答申は、この諮問に応え、京都市の文化芸術制度の在るべき姿を示すことを目的とするものである。

## 2 検討の対象となる制度の現状

### (1) 検討の対象となる制度

ここでは、京都市の文化芸術に係る顕彰制度として、京都市文化功労者表彰（以下「文化功労者表彰」という。）、京都市芸術功労賞（以下「芸術功労賞」という。）及び京都市芸術新人賞（以下「芸術新人賞」という。）の三つの制度を検討の対象とする<sup>1</sup>。

### (2) 文化功労者表彰

ア 創設年月 昭和43年11月

イ 対象者

永年にわたり、京都市の学術・芸術など文化の向上に多大の功労があったと認められる者

ウ 顕彰人数 5人程度

エ 審査方法

- ・事務局で候補者リストを作成し、リストの中から、京都市文化功労者審査会が選定する。審査会は毎年10月頃に開催され、1度の審査で受彰者を決定する。
- ・審査会委員は、所管副市長、京都市美術館長、京都市立芸術大学学長のほか、学識経験のある者、文化芸術に関し識見を有する者、その他市長が適当と認める者をもって組織する。
- ・委員の任期は2年であり、再任されることができる。

オ 表彰方法等

表彰は、毎年11月に行われ、表彰状及び記念品が贈呈されている。

---

<sup>1</sup> これら以外にも、京都市では、文化芸術に係る功績等を顕彰し得る制度として、京都市名誉市民表彰、京都市市民栄誉賞の二つを運用している。しかし、これらはいずれも顕彰対象となる分野が広範に及ぶものであり、本審議会の役割を超えるものとして、ここでは検討の対象としない。

### (3) 芸術功労賞

ア 創設年月 昭和 50 年 10 月

イ 対象者

新人の育成又は芸術文化活動の向上について、特に功労がある者で、かつ京都市で活躍している者

ウ 顕彰人数 3 人以内

エ 審査方法

- ・推薦者（文化功労者、芸術功労賞受賞者、芸術新人賞受賞者及びその他の有識者）の推薦によって候補者リストを作成し、リストの中から、京都市芸術新人賞等選考委員会<sup>2</sup>が選考する。選考委員会は毎年 2 月頃に開催され、1 度の選考で受賞者を決定する。
- ・選考委員会委員は、所管副市長、京都市美術館長、京都市立芸術大学学長のほか、学識経験のある者、文化芸術に識見のある者、その他市長が適当と認める者をもって組織する。
- ・委員の任期は 2 年であり、再任されることができる。

オ 表彰方法等

表彰は、毎年 3 月に芸術新人賞とともに行われ、表彰状及び副賞（20 万円）が贈呈されている。

カ その他

芸術功労賞は、創設時は「京都市芸術奨励賞」という名称であったが、昭和 60 年度に現在の名称に改められた。

芸術功労賞と芸術新人賞は、同一の要綱にもとづいて、同一の選考委員会で選考が行われている。芸術功労賞の要件として「新人の育成」等が挙げられており、両制度は互いに照応するものとして構想されている。

### (4) 芸術新人賞

ア 創設年月 昭和 50 年 10 月

イ 対象者

その芸術文化活動が極めて活発なことにより、全国的水準において一定の評価を得て将来を嘱望されている者で、かつ京都市出身者又は京都市で活動している者

ウ 顕彰人数 5 人以内

エ 審査方法

- ・推薦者（文化功労者、芸術功労賞受賞者、芸術新人賞受賞者及びその他の有識者）の推薦によって候補者リストを作成し、リストの中から、京都市芸術新人賞等選考委員会<sup>2</sup>が選考する。選考委員会は毎年 2 月頃に開催され、1 度の選考で受賞者を決定する。
- ・選考委員会委員は、所管副市長、京都市美術館長、京都市立芸術大学学長のほか、学識経験のある者、文化芸術に識見のある者、その他市長が適当と認める者をもって組織する。
- ・委員の任期は 2 年であり、再任されることができる。

オ 表彰方法等

表彰は、毎年 3 月に芸術功労賞とともに行われ、表彰状及び副賞（20 万円）が贈呈されている。

---

<sup>2</sup> 京都市芸術新人賞等選考委員会は、芸術功労賞及び芸術新人賞に係る選考を行う。両賞の選考は同日に、連続して行われる。

## カ その他

昭和 56 年度に「京都市新人芸術家選奨」が別に設けられたが、昭和 60 年度に芸術新人賞に統合された。

表 2-1. 制度の現状まとめ

	文化功労者表彰	芸術功労賞	芸術新人賞
創設年月	昭和 43 年 11 月	昭和 50 年 10 月	昭和 50 年 10 月
対象者	永年にわたり、本市の学術・芸術など文化の向上に多大の功労があったと認められる者	新人の育成又は芸術文化活動の向上について、特に功労がある者で、かつ京都市で活躍している者	その芸術文化活動が極めて活発なことにより、全国的水準において一定の評価を得て将来を嘱望されている者で、かつ京都市出身者又は京都市で活動している者
顕彰人数	5 人程度	3 人以内	5 人以内
審査方法	事務局で候補者リストを作成。審査会で審査	受彰者、有識者の推薦で候補者リストを作成。選考委員会で選考	受彰者、有識者の推薦で候補者リストを作成。選考委員会で選考
賞金等	置時計	20 万円	20 万円
備考		昭和 60 年度まで、芸術奨励賞	昭和 60 年度に、京都市新人芸術家選奨と統合

## 3 課題

### (1) 制度の体系について

#### ア 団体の顕彰

いずれの顕彰制度も、団体が対象となっていない。

文化芸術は個人によってのみ担われるものではなく、その向上には団体が果たす役割も大きい。また、特定非営利活動法人が社会に定着し、公益法人制度が改革されるなど、制度創設時から環境も変化しており、団体への顕彰制度の創設を検討する必要がある。

#### イ 随時の顕彰

華々しい活躍をした方に、その活躍を捉えて随時顕彰するような制度がない。

スポーツ分野等においては、顕著な成績を挙げた者に対し即時に顕彰するところがあるが、文化功労者表彰等は、一定期間の成果の積み重ねを捉えて顕彰するものであり、一時の業績に対する顕彰制度がない。

#### ウ 国の文化功労者表彰等を受けられた方の顕彰

国の文化功労者表彰、文化勲章等を受けられると、京都市の文化の向上に功労のある方でも、文化功労者表彰等の対象となりにくくなる。

各顕彰制度の要綱上、明文規定があるわけではないが、過去の運用を見ると、国の文化功労者表彰を受けられた方が対象となった例がない。国における顕彰と京都市における顕彰は必ずしも趣旨を同じくするものではなく、本来、別個に検討されるべきものである。

## エ 文化功労者と芸術功労賞の区別

文化功労者と芸術功労賞の区別が、市民にとって明瞭でない。

芸術功労賞は「新人の育成又は芸術文化活動の向上」に着目するものであり、制作者としての活躍というよりは、後進の指導や、活動するための環境の醸成等を捉えて顕彰するものである。文化芸術の土壌を耕し、芽を育てるような活動こそが評価されるべき制度であると言える。このことは、芸術功労賞が、芸術新人賞と同時に創設され、また同一の要綱上に規定されているということからも推察されることである。しかしながら、要綱上、このような趣旨が十分に明瞭であるとは言えない。

また、外形上も、文化功労者と芸術功労賞は「功労」という文言が重複しており、区別を困難にしている。

## (2) 選考の仕組・手続について

### ア 推薦制

芸術功労賞及び芸術新人賞は推薦制を取っているが、幅広く、十分な推薦が集まらない場合がある。両制度とも、平成23年度には400名を超える方に推薦依頼がなされたが、推薦書が提出された件数は40件に満たなかった。また、受賞者の分野別割合を見ると、芸術新人賞では美術・工芸分野が6割近くを占めるなど、やや偏りも見られ、より幅広い分野からの推薦が求められる。

更に、京都市芸術新人賞受賞者が、受賞の翌年度に芸術功労賞等の推薦者になることについても、その是非が問題となっている。

表 3-1. 芸術功労賞受賞者等の分野別割合

	芸術功労賞		芸術新人賞		合計	
文学, 学術	6人	7.0%	2人	1.1%	8人	3.0%
美術 (写真, 映像含む。)	17	19.8	57	31.8	74	27.9
工芸 (デザイン, 漫画含む。)	18	20.9	45	25.1	63	23.8
音楽	9	10.5	28	15.6	37	14.0
伝統芸能 (邦楽含む。)	17	19.8	33	18.4	50	18.9
舞台芸術 (演劇評論含む。)	13	15.1	11	6.1	24	9.1
生活文化	3	3.5	2	1.1	5	1.9
その他 (建築, 映画等)	3	3.5	1	0.6	4	1.5
合計	86	-	179	-	265	-

※平成24年3月31日現在

(参考) 京都市の芸術家・分野別割合

	文芸家, 著述家	彫刻家, 画家, 工芸美術家	写真家	音楽家	俳優, 舞踊家, 演芸家	合計
人数	417人	1,023	920	1,589	1,055	5,004
割合	8.3%	20.4	18.4	31.8	21.1	-

※平成17年度国勢調査から

## イ 新人の選考

芸術新人賞では、当該分野内での評価は高いものの、広く世に知られていない方も推薦されることがある。選考に当たって十分な情報が得られないことがあり、選考委員会委員及び事務局に過大な負担となることがある。

このため、選考に当たり、事前に候補者の情報を収集することや、現場の最新の状況に詳しい専門家が選考委員会に入ること等の仕組を検討する必要がある。

(3) その他

- ・文化功労者表彰の対象中、「学術」の範囲が明瞭でない。(実際の運用上は、社会科学、自然科学等は対象となっていない。)
- ・京都が誇る優れた人材の力が、文化芸術都市・京都の創生の取組により一層反映されるよう、京都市、受彰者、市民の間の結び付きを強める仕組みが求められる。特に、芸術新人賞受賞者については、受賞がステップ・アップにつながるとともに、市民にも広く認知されるような取組が必要である。

4 今後の方向性

以上の課題に対して、京都市は以下のような方向性で今回の顕彰制度改正を検討すべきである。

(1) 制度の構成

- ア ①文化功労者表彰，②芸術の振興に功労があった方への賞（現・芸術功労賞），③芸術新人賞の三つの構成を維持していく。
- イ ②の名称は「京都市芸術振興賞」（以下「芸術振興賞」という。）とする。
- ウ これらの制度では、中長期的な成果を審査するものであり、年に1回の慎重な顕彰を原則とする。

(2) 制度の対象者

- ア 文化功労者表彰について、従来の運用に応じて、対象となる学術分野を明記する。
- イ 芸術振興賞について、団体も対象とするとともに、趣旨が明瞭になるよう要綱上の記述を整理する。
- ウ 国の文化功労者表彰等を受けられた方については、京都市名誉市民制度等で対応することが望ましい。

表 4-1. 要綱改正案

※波線部は従来からの変更点

	現行	改正案
文化功労者表彰	永年にわたり、本市の学術・芸術など文化の向上に多大の功労があったと認められる者を、この要綱によって表彰する。	永年にわたり、 <u>京都市の学術、</u> 芸術など文化の向上に多大の功労があったと認められる者を、この要綱によって表彰する。
芸術振興賞	新人の育成又は芸術文化活動の向上について、特に功労がある者で、かつ京都市で活躍している者	<u>京都市において、</u> 新人の育成又は <u>芸術に係る活動環境の</u> 向上に、特に功労がある <u>個人又は団体</u>
芸術新人賞	その芸術文化活動が極めて活発なことにより、全国的水準において一定の評価を得て将来を嘱望されている者で、かつ京都市出身者又は京都市で活動している者	極めて活発に <u>芸術活動を展開し</u> ており、 <u>全国的に高い評価を得</u> て将来を嘱望されている者で、かつ京都市出身者又は京都市で活動している <u>もの</u>

※文化功労者表彰で対象とする学術は、文化又は芸術分野に係る研究等とする。

※芸術振興賞の対象となる団体は、一定の社会性を有し、活動環境の整備に貢献している団体に限る（創作団体、大学等は除く）。団体は年1件程度顕彰することができるものとする。

※芸術新人賞では、グループ、ユニットも対象とすることができるものとする。

### (3) 様々な施策の活用

今回検討の対象とした制度においては、新たな顕彰は設けないが、京都市における文化芸術の振興に向けて、顕著な功績を収められた場合などについては、あらゆる機会を捉え、様々な施策を活用する中で顕彰すべきである。

### (4) 候補者リストの作成

芸術振興賞及び芸術新人賞に係る候補者リストについては、原則として、推薦者による推薦によって作成する。推薦者は、文化功労者、芸術功労賞受賞者、芸術新人賞受賞者及び有識者とする。(芸術新人賞受賞者についても、広く候補者の情報を収集するという観点から、従来どおり推薦者とする。)

なお、全体を補充するために、事務局からも推薦をし得るものとする。

※事務局推薦は、推薦者からの推薦を締め切った後に、全体のバランスを見て行う。

※事務局推薦に当たっては、毎年調査する賞や展覧会等を決めておくなど、担当者の異動に関わらず、確実に情報を収集できる仕組みを整備する。

### (5) 審査会の構成

ア 審査会等は、従来どおり、二つ設ける。

○ 文化功労者表彰審査会

○ 芸術振興賞・新人賞選考委員会

※全体の整合性を保つため、従来どおり、若干名の委員が両方の会に参画することが望ましい。

※芸術振興賞・新人賞選考委員会については、中立的な立場で、広く現場を知る専門家が審査・選考するよう、委員構成等に配慮する。

イ 芸術新人賞について、事務局において審査の事前に情報収集・整理を行う。

※新人賞については、審査の事前に事務局において、ジャーナリストや批評家等の現場に精通した者からヒアリングや情報収集を行い、情報の整理を行う。

ウ 各制度について、京都市美術館長、京都市立芸術大学学長に係る充て職規定を削除する。

※審査員構成については、非美術分野審査員の割合を増やすよう配慮する。

### (6) その他

ア 各制度について、受彰者同士の親交を深めるために、表彰式の後に懇談会を実施する。

イ 芸術新人賞に係る賞金は、受賞者のステップ・アップのためのものであり、奨励を趣旨とする。

ウ 芸術新人賞について、京都市美術館、京都コンサートホール、京都芸術センター等の京都市施設で受賞記念の発表会等を開催することを検討する。

表 4-2. 今後の方向性まとめ

	文化功労者表彰	芸術振興賞	芸術新人賞
対象者	永年にわたり、京都市の学術・芸術など文化の向上に多大の功労があったと認められる者	京都市において、 <u>新人の育成又は芸術に係る活動環境の向上に、特に功労がある個人又は団体</u>	極めて活発に <u>芸術活動を展開しており、全国的に高い評価を得て将来を嘱望されている者</u> で、かつ京都市出身者又は京都市で活動しているもの
顕彰人数	5人程度	3件以内（ <u>団体を含む。</u> ）	5人以内
審査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局で候補者リストを作成</li> <li>・審査会で審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化功労者、芸術振興賞受賞者、芸術新人賞受賞者、有識者及び<u>事務局の推薦で候補者リストを作成</u></li> <li>・選考委員会で選考</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化功労者、芸術振興賞受賞者、芸術新人賞受賞者、有識者及び<u>事務局の推薦で候補者リストを作成</u></li> <li>・<u>事務局による情報収集等を経て、選考委員会で選考</u></li> </ul>
賞金等	記念品	20万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20万円</li> <li>・<u>京都芸術センター等で受賞記念の発表会等を開催することを検討</u></li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>表彰式後に懇談会を実施</u></li> <li>・<u>京都市美術館長等の充て職規定を削除</u></li> </ul>		

※波線部は従来からの変更点

## 5 おわりに

本審議会は、部会での検討を含め、平成24年2月から5回の会議を開き、京都市の文化芸術に係る顕彰制度の在り方について議論を深めてきた。会議では各委員から終始真摯な意見が述べられ、熱心な議論が展開された。これらは、それぞれの広い知見に基づいていたことはもとより、それ以上に、文化功労者表彰制度をはじめとする各制度の、歴史の重みへの深い敬意と、その未来への期待から発したものであった。そうした議論や、事務局から提出された資料の検討を踏まえたうえで作成されたのが本答申である。

今日、文化政策を取り巻く事情は、財政状況をはじめとして、極めて深刻である。しかし、1200年以上にわたり、独自の優れた文化を維持し発展させるために、様々な人の創意・工夫を編み出してきた京都は、その根本である「人」への敬意について、これを軽視することはできないというのが、委員全員に共通する考えであった。京都にとって、文化芸術や、これを担う人材は貴重な財産である。文化芸術に携わる方を鼓舞し、人材の裾野を広げるためにも、あらゆる機会を捉えて、様々な施策の中で市民の活躍を表彰することが、行政に求められる。

以上を十分に理解したうえで、本答申にある方向性を看過することなく、今後の文化芸術顕彰制度の見直し、更には市の政策一般に活用してもらえるように強く希望する。



## 參考資料

## 1 京都市文化功労者表彰要綱

第1条 永年にわたり、本市の学術・芸術など文化の向上に多大の功労があったと認められる者を、この要綱によって表彰する。

第2条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

第3条 表彰は、毎年11月に行う。

第4条 被表彰者については、京都市文化功労者審査会が選定する。

2 審査会の委員は、次の号に掲げる者をもって組織する。

(1) 所管副市長、京都市美術館長及び公立大学法人京都市立芸術大学学長

(2) 学識経験のある者、文化芸術に関し識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱又は任命する者

3 審査会は、関係者に推薦を求めることができる。

4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 委員は、再任されることができる。

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は文化市民局文化芸術担当局長が定める。

付 則

この要綱は、昭和43年11月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年9月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 2 京都市文化功労者 一覧

表彰年度	氏名	分野
昭和 43 年度	鈴鹿 野風呂	俳句
	千 嘉代子	茶道
	眞下 五一	文学
	山鹿 清華	染織
	吉川 観方	風俗研究
昭和 44 年度	井上 八千代 (四世)	邦舞
	金島 桂華	日本画
	楠部 彌弑	陶芸
	杉浦 友雪	能楽
	萩原 正吟	邦楽
昭和 45 年度	今村 知史	能楽
	宇田 萩邨	日本画
	榎茂都 陸平	邦舞
	清水 六兵衛 (六代目)	陶芸
	喜多川 平朗	有職織物
昭和 46 年度	茂山 千作 (三世)	能楽
	深見 重助	唐組
	松田 尚之	彫刻
	山口 華楊	日本画
	依田 義賢	脚本
昭和 47 年度	伊藤 大輔	映画
	上村 松篁	日本画
	片岡 仁左衛門 (十三代目)	歌舞伎
	杉 市太郎	能楽
	皆川 月華	染色
	森野 嘉光	陶芸
昭和 48 年度	池田 遙邨	日本画
	川端 弥之助	洋画
	近藤 悠三	陶芸
	千 宗左 (十三代)	茶道
	中村 鴈治郎 (二代目)	歌舞伎
	日比野 五鳳	書
昭和 49 年度	麻田 辨次	日本画
	岸本 景春	刺繍
	竹澤 弥七	文楽三味線
	西山 英雄	日本画
	三輪 晁勢	日本画
	森口 華弘	染色

昭和 50 年度	猪原 大華	日本画
	上村 けい	音楽
	濱田 観	日本画
	番浦 省吾	漆芸
	毛利 菊枝	演劇
	藪内 紹智 (十二代)	茶道
昭和 51 年度	梶原 緋佐子	日本画
	黒田 辰秋	木工芸
	小松 均	日本画
	谷口 喜代三	能楽
	山田 新一	洋画
昭和 52 年度	浅見 隆三	陶芸
	井口 海仙	茶道
	片岡 千恵蔵	映画俳優
	小牧 源太郎	洋画
	辻 晋堂	彫刻
	豊嶋 弥左衛門	能楽
昭和 53 年度	秋野 不矩	日本画
	今井 憲一	洋画
	佐野 猛夫	染色
	広田 多津	日本画
	松久 朋琳	仏像彫刻
	山本 倉丘	日本画
昭和 54 年度	伊東 翠壺	陶芸
	岡本 庄三	人形彫刻
	桑原 仙溪	華道
	高桑 義生	俳句
	中野 越南	書
昭和 55 年度	宇野 三吾	陶芸
	勝田 哲	日本画
	斎田 梅亭	截金
	徳力 富吉郎	版画
	森田 子龍	書
昭和 56 年度	浅野 竹二	版画
	加藤 宗巖	金工
	竹中 三郎	洋画
	宮下 善寿	陶芸
昭和 57 年度	岸田 竹史	染織
	徳力 孫三郎	陶芸
	平石 晃祥	漆芸
	宮川 一夫	映画撮影
	安田 謙	洋画

昭和 58 年度	大野 椒嵩	日本画
	茂山 千五郎 (十二世)	能楽
	新開 寛山	陶芸
	千 宗室 (十五代)	茶道
	平中 歳子	人形
昭和 59 年度	金剛 巖 (二世)	能楽
	杉本 哲郎	日本画
	瀬戸内 晴美	文学
	源 豊宗	日本美術史
	吉村 勲	洋画
昭和 60 年度	河合 健二	日本画
	那須 乙郎	俳句
	林屋 辰三郎	歴史
	三浦 景生	染色
	吉村 雄輝	邦舞
昭和 61 年度	永樂 善五郎 (十六代)	陶芸
	岡 次郎右衛門 (十七世)	能楽
	志村 ふくみ	染織
	中村 善種	洋画
	奈良本 辰也	歴史
昭和 62 年度	安達 嶽南	書
	桑田 道夫	洋画
	土居 次義	美術史
	堂本 元次	日本画
	森 一生	映画監督
昭和 63 年度	会田 雄次	文化評論
	川島 浩	日本画
	齋藤 眞成	洋画
	高田 浩吉	映画俳優
	津田 周平	洋画
平成元年度	浅野 喜市	写真
	オーテス・ケーリ	文化評論
	芝田 耕	洋画
	下村 良之介	日本画
	皆川 泰蔵	染色
平成 2 年度	清水 九兵衛	彫刻
	竹本 越路太夫	文楽大夫
	中田 勇次郎	書道史
	羽田 登喜男	染色
	三尾 公三	洋画

平成3年度	井沢 元一	洋画
	岩淵 龍太郎	洋楽
	下保 昭	日本画
	野崎 一良	彫刻
	藤平 伸	陶芸
平成4年度	伊砂 利彦	染色
	河野 健二	歴史
	邦光 史郎	小説
	清水 卯一	陶芸
	中村 外二	建築
平成5年度	来野 月乙	染色
	鈴木 治	陶芸
	廣田 陞一	能楽
	古谷 蒼韻	書
	町田 誠之	和紙文化
平成6年度	今井 政之	陶芸
	岩澤 重夫	日本画
	芝田 米三	洋画
	日比野 光鳳	書
	廣瀬 量平	洋楽
平成7年度	麻田 浩	洋画
	酒井 光子	演劇
	久田 宗也	茶道
	山田 光	陶芸
	吉原 英雄	版画
平成8年度	伊東 慶	陶芸
	上田 正昭	歴史
	片山 九郎右衛門 (九世)	能楽
	富樫 実	彫刻
	山岸 純	日本画
平成9年度	榎茂都 梅衣	邦舞
	多田 道太郎	評論
	中野 弘彦	日本画
	西川 幸治	建築
	西嶋 武司	染色
平成10年度	河合 誓徳	陶芸
	菅 泰男	評論
	中路 融人	日本画
	中村 昌生	建築
	林 康夫	陶芸

平成 11 年度	上村 淳之	日本画
	木村 重信	評論
	常磐津 一巴太夫	邦楽
	中井 貞次	染色
	森野 泰明	陶芸
平成 12 年度	内井 昭蔵	建築
	北村 武資	染織
	関根 勢之助	洋画
	中村 宗哲 (十二代)	漆芸
平成 13 年度	木村 光佑	版画
	蔵田 裕行	洋楽
	武田 恒夫	美術史
	中島 貞夫	映画
	西川 實	陶芸
平成 14 年度	乾 由明	美術評論
	黒崎 彰	版画
	種田 道雄	能楽
	細見 華岳	染織
	渡辺 豊和	建築
平成 15 年度	上平 貢	美術評論
	岸邊 百百雄	洋楽
	西岡 善信	映画
	番浦 有爾	彫刻
平成 16 年度	森口 邦彦	染色
	井上 かづ子	邦舞
	井上 隆雄	写真
	岩倉 寿	日本画
	坪内 稔典	文学 (俳句)
平成 17 年度	渡辺 恂三	洋画
	井田 照一	現代造形
	杉本 秀太郎	フランス文学
	田隅 靖子	洋楽
	早川 尚古齋	竹工芸
平成 18 年度	福嶋 敬恭	彫刻
	江里 佐代子	截金
	茂山 千之丞	狂言
	服部 峻昇	漆芸
平成 19 年度	濱田 昇児	日本画
	浦田 保利	能楽
	小清水 漸	彫刻
	林 駒夫	人形
	福田 喜重	染織
	樂 吉左衛門 (十五代)	陶芸

平成 20 年度	茂山 千五郎 (十三世)	狂言
	千 宗左 (十四代)	茶道
	中川 清司	木工芸
	深見 陶冶	陶芸
	村井 康彦	学術 (日本文化史)
平成 21 年度	永樂 善五郎	陶芸
	片岡 仁左衛門 (十五代)	歌舞伎
	河野 裕子	文学 (短歌)
	小嶋 悠司	日本画
	藪内 紹智 (十三代)	茶道
平成 22 年度	池坊 専永	華道
	井上 道義	洋楽
	金剛 永謹	能楽
	竹内 浩一	日本画
	辻 惟雄	学術
平成 23 年度	池田 桂鳳	書
	木田 安彦	版画
	茂山 七五三	狂言
	永田 和宏	文学 (短歌)
	野村 仁	造形



### 3 京都市芸術新人賞等表彰要綱

(目的)

第1条 市民文化の向上に資するため、活発な芸術活動を展開して、将来を嘱望される新人及び新人の育成等芸術文化の向上に多大の功労があると認められる者を、この要綱によって表彰する。

(表彰区分)

第2条 表彰区分は、次の各号のとおりとし、それぞれ賞状及び副賞を贈呈する。

(1) 京都市芸術新人賞

その芸術文化活動が極めて活発なことにより、全国的水準において一定の評価を得て将来を嘱望されている者で、かつ京都市出身者又は京都市で活動している者

5人以内

(2) 京都市芸術功労賞

新人の育成又は芸術文化活動の向上について、特に功労がある者で、かつ京都市で活躍している者

3人以内

(表彰時期)

第3条 表彰は、毎年3月に行う。

(選考委員会)

第4条 被表彰者を選考するため、京都市芸術新人賞等選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 所管副市長、京都市美術館長及び公立大学法人京都市立芸術大学学長

(2) 学識経験のある者、文化芸術に識見のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱又は任命する者

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 委員は、再任されることができる。

4 その他委員会に必要なことは、別に定める。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は文化市民局文化芸術担当局長が定める。

付 則

この要綱は、昭和50年10月3日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和61年2月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年9月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### 4 京都市芸術功労賞受賞者 一覧

表彰年度	氏名	分野
昭和 50 年度	宮脇 翠	洋舞
昭和 51 年度	伊吹 新一	洋楽
昭和 52 年度	権藤 芳一	演劇評論等
昭和 53 年度	富井 輦山	邦楽
昭和 54 年度	上島 君子	洋舞
昭和 55 年度	近藤 公一	演劇
昭和 56 年度	吉村 信良	洋楽
昭和 57 年度	高橋 美智子	洋楽
昭和 58 年度	有馬 龍子	洋舞
昭和 59 年度	折目 博子 (作田 博子)	文学
昭和 60 年度	田中 秀明 (田中 重男)	金工
	森田 光春	能楽
昭和 61 年度	北倉 美智子	演劇
	手嶋 千俊	華道
	山田 楽全 (山田 豊)	漆芸
昭和 62 年度	田畑 實	演劇
昭和 63 年度	小寺 俊三	能楽
	正井 和行	日本画
平成元年度	天野 隆一	文学
	藤沢 薫	演劇
平成 2 年度	浅井 敬壺	洋楽
	井上 政枝 (弘田 政枝)	邦舞
	坪井 明日香	陶芸
平成 3 年度	木下 章	日本画
	曾和 博朗 (曾和 博)	能楽
	ヨシトミ・ヤスオ (吉富 康夫)	漫画
平成 4 年度	秋山 公道 (秋山 晴次)	書
	篠塚 梅扇 (島 一綱)	邦舞
	谷 ひろし (大谷 弘二郎)	人形劇
平成 5 年度	駒 敏郎	文学
	真野 岩夫	洋画
	若柳 吟	邦舞
平成 6 年度	伊藤 裕司 (伊藤 裕允)	漆芸
	岩井 弘	日本画
	平松 久司	洋楽
平成 7 年度	遠藤 寿美子	演劇
	常森 寿子	洋楽
	冬木 偉沙夫 (冬木 理紗男)	漆芸

平成 8 年度	小山 喜平	陶芸
	津田 道子	邦楽
	山崎 脩	彫刻
平成 9 年度	木津川 計	演劇評論等
	鈴木 雅也	漆芸
	柳原 睦夫	陶芸
平成 10 年度	烏頭尾 精	日本画
	峯内 吟彰	邦楽
	森本 岩雄	洋画
平成 11 年度	木下 長宏	評論
	鈴木 佳子	デザイン
	谷口 正喜 (谷口 壽一)	能楽
平成 12 年度	井上 嘉久	能楽
	橋田 二郎	日本画
	山口 伊太郎	染色・染織
平成 13 年度	佐藤 旭	写真
	堀内 宗心	茶道
	舞原 克典	版画
平成 14 年度	澁谷 和子	染色・染織
	谷田 宗二郎 (谷田 宗二郎)	能楽
	藤庭 賢一	彫刻
平成 15 年度	有賀 のゆり	洋楽
	中原 史雄	洋画
	宮下 善爾	陶芸
平成 16 年度	片山 慶次郎	能楽
	加藤 美代三	日本画
	小山 菁山	邦楽
平成 17 年度	石田 淨	芸術振興
	鴛渕 紹子	洋楽
	早見 栄子	演劇
平成 18 年度	斎藤 博	洋画
	榊原 吉郎	評論
	高橋 恒治	洋楽
平成 19 年度	井上 道子	芸術振興
	河村 隆司	能楽
	宮永 東山	陶芸
平成 20 年度	小川 文齋 (小川 欣二)	陶芸
	西阪 専慶 (西阪 晃一)	華道
	橋本 喜三	美術評論
平成 21 年度	伊庭 新太郎	洋画
	佐藤 敏	陶芸
	若柳 竜二郎	邦舞

平成 22 年度	郭 徳俊	現代美術
	多紀 颯忍	聲明
	深井 晃子	服飾文化
平成 23 年度	麻田 脩二	染色
	波多野 茂彌	芸術振興
	桧垣 美世子	洋舞

※（ ）内は本名

※昭和60年度から京都市芸術奨励賞を京都市芸術功労賞に名称変更

## 5 京都市芸術新人賞受賞者 一覧

表彰年度	氏名	分野
昭和 50 年度	池田 桂鳳 (池田 脩)	書道
	北野 治男	日本画
	杉浦 元三郎	能楽
昭和 51 年度	岩倉 寿	日本画
	上村 昇	洋楽
	宮下 善爾 (宮下 善次)	陶芸
昭和 52 年度	大野 新	文学
	鈴木 雅也	工芸
	中村 喜彦	能楽
昭和 53 年度	小嶋 悠司	日本画
	藤舎 名生 (中川 勲)	邦楽
	丹羽 尚子	日本画
昭和 54 年度	石原 完二	洋舞
	西村 徳二郎	陶芸
	山本 容子	版画
昭和 55 年度	河野 裕子 (永田 祐子)	短歌
	鶴田 憲次	洋画
	深見 陶冶	陶芸
昭和 56 年度	井上 三千子	邦舞
	服部 俊夫	漆芸
	松野 恭憲 (松野 繁男)	能楽
昭和 57 年度	岡村 倫行	日本画
	樋上 由紀 (樋上 由紀子)	洋楽
	望月 重延	漆芸
昭和 58 年度	井上 隆雄	写真
	川端 健生	日本画
	橋本 雅夫	能楽
昭和 59 年度	久保田 繁雄	染織
	金剛 永謹	能楽
	森本 勇	洋画
昭和 60 年度	梅原 ひまり	洋楽
	茂山 正義	狂言
	篠塚 瑞穂 (浦地 瑞穂)	邦舞
	福本 繁樹	染色
	山本 達郎	洋画
昭和 61 年度	伊藤 哲雄	工芸デザイン
	河野 文昭	洋楽
	小林 茂夫	金工
	曾和 正博	能楽
	松生 歩	日本画

昭和 62 年度	上田 浩史	金工
	清水 柁博	陶芸
	豊竹 呂大夫	文楽
	野田 弥生 (西村 弥生)	邦楽
	樂 吉左衛門	陶芸
昭和 63 年度	岡本 潤三	人形
	三枝 由美子	洋楽
	鈴鹿 芳康	写真・映像
	箱崎 睦昌	日本画
	グループダムタイプ 古橋 悌二	演劇
平成元年度	朝倉 美津子	染織
	生田 丹代子	ガラス造形
	川村 悦子 (今井 悦子)	洋画
	前川 光長	能楽
	松本 正彦	漆芸
平成 2 年度	井澤 幸三	洋画
	兼先 恵子	染色
	杉 市和	能楽
	中原 浩大	造形
	本多 功身	日本画
平成 3 年度	秋山 陽	陶芸
	小原 素彦	洋画
	小西 裕紀子	洋舞
	茂山 あきら (茂山 晃)	狂言
	本田 昌史	染織・版画
平成 4 年度	大野 俊明	日本画
	河村 和重	能楽
	高橋 裕	洋楽
	平岡 靖弘	洋画
	八木 明	陶芸
平成 5 年度	近藤 高弘	陶芸
	千 宗之 (千 政之)	茶道
	種田 道一	能楽
	蛭田 均	洋画
	三橋 遵	染色
平成 6 年度	北村 敏則	声楽
	栗本 夏樹	漆芸
	長谷川 直人	陶芸
	マキノ ノゾミ (牧野 望)	演劇
	武蔵 篤彦	洋画

平成7年度	一居 孝明	洋画
	永沼 理善	彫刻
	日紫 喜恵美	声楽
	松田 正隆	演劇
	横内 敏人	建築
平成8年度	岩野 勝人	彫刻
	八幡 はるみ	染色
	佐渡 裕	洋楽
	藤家 溪子	洋楽
	河村 大	能楽
平成9年度	大野 実佐子	邦楽
	倉内 啓	染織
	下出 祐太郎	漆芸
	右来 左往	演劇
	松井 紫朗	彫刻
平成10年度	赤松 玉女	洋画
	大嶋 義実	洋楽
	鈴江 俊郎	演劇
	廣田 幸稔	能楽
	やなぎ みわ	写真・映像
平成11年度	土田 英生	演劇
	阪 哲朗	洋楽
	村田 好謙	漆芸
	森田 りえ子	日本画
	ヤノベケンジ (矢延 憲司)	造形
平成12年度	押江 千衣子	洋画
	中村 典子	洋楽
	堀 香子	陶芸
	味方 玄	能楽
	吉村 古ゆう (戸澤 良)	邦舞
平成13年度	猪熊 佳子	日本画
	今井 眞正	陶芸
	鳥羽 美花	染織
	原 美香	洋舞
	本山 秀毅	洋楽
平成14年度	大西 清右衛門	金工
	片山 清司	能楽
	小池 一範	日本画
	高谷 史郎	映像
	若柳 吉蔵	邦舞

平成 15 年度	池坊 由紀	華道
	川嶋 渉	日本画
	黒田 博	洋楽
	茂山 千三郎	能楽
	田辺 由子	染織, ファイバーアート
平成 16 年度	上野 真	洋楽
	鯉江 真紀子	写真
	集治 千晶	版画
	津上 みゆき	洋画
	渡邊 玲奈	洋楽
平成 17 年度	谷村 由美子	洋楽
	常磐津 巴瑠幸太夫	邦楽
	西嶋 豊彦	日本画
	飛来 一閑	漆芸
	渡辺 信明	洋画
平成 18 年度	奥村 美佳	日本画
	沈 明姫	漆芸
	田村 安祐美	洋楽
	宮永 甲太郎	彫刻
	森野 彰人	陶芸
平成 19 年度	金田 勝一	造形
	坂本 公成	現代舞踊
	チョン・インキョン	漫画
	平野 一郎	洋楽
	福本 双紅	陶芸
平成 20 年度	井川 健	漆芸
	桑山 彩子	洋楽
	二階 武宏	版画
	法貴 信也	洋画
	三瀬 夏之介	日本画
平成 21 年度	岩崎 絵理	日本画
	亀井 洋一郎	陶芸
	曾和 尚靖	能楽
	高橋 匡太	現代美術
	常磐津 都史	邦楽
平成 22 年度	片山 伸吾	能楽
	小谷口 直子	洋楽
	櫻井 靖子	陶芸
	茂山 逸平	狂言
	英 ゆう	洋画



平成 23 年度	泉原 隆志	洋楽
	植葉 香澄	陶芸
	檉木 知子	洋画
	名和 晃平	彫刻
	三浦 基	演劇

※ ( ) 内は本名

## 6 京都市新人芸術家選奨受賞者 一覧

表彰年度	氏名	分野
昭和 56 年度	西川 千麗 (赤見 彰子)	邦舞
	長瀬 節子	チェンバロ
	西川 充 (中田 充子)	邦舞
昭和 57 年度	芦田 直人	陶芸
	西谷 玲子	ピアノ
	藤島 啓子	ピアノ
昭和 58 年度	森田 康雄	洋画
	佐久間 嘉明	銅版画
	富田 潤	染織
	安村 好弘	作曲
昭和 59 年度	青木 道喜	能楽
	長山 慶子	フルート
	星田 豊司	シルクスクリーン
	宮崎 又行	立体造形

※ ( ) 内は本名

※昭和 60 年度から京都市芸術新人賞に統合

## 7 京都市文化功労者審査会委員

(50音順, 敬称略)

氏名	職業 (役割)
上平 貢	美術評論家
内山 武夫	美術評論家
梅原 猛	国際日本文化研究センター顧問
尾崎 正明	京都国立近代美術館館長
潮江 宏三	京都市美術館館長
鈴木 佳子	京都市立芸術大学名誉教授
建畠 哲	京都市立芸術大学学長
湯浅 叡子	財団法人千里文化財団専務理事
細見 吉郎	京都市副市長

※平成24年3月31日現在

## 8 京都市芸術新人賞等選考委員会委員

(50音順, 敬称略)

氏名	職業 (役割)
上平 貢	美術評論家
内山 武夫	美術評論家
梅原 猛	哲学者, 国際日本文化研究センター顧問
尾崎 正明	京都国立近代美術館長
加藤 類子	美術評論家
久保田 敏子	京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター所長
潮江 宏三	京都市美術館長
田隅 靖子	ピアニスト, 京都コンサートホール館長
建畠 哲	京都市立芸術大学学長
中原 昭哉	音楽評論家, 前公益財団法人京都市芸術文化協会副理事長
湯浅 叡子	財団法人千里文化財団専務理事
細見 吉郎	京都市副市長

※平成24年3月31日現在

## 9 京都文化芸術都市創生審議会委員

(敬称略)

氏名	職名等
池坊 由紀	華道家元池坊次期家元
井上 利丸	NHK京都放送局局長
井上 八千代	京舞井上流家元
猪木 武徳	国際日本文化研究交流財団理事長
岡田 暁生	京都大学人文科学研究所准教授
河瀬 直美	映画監督
小泉 雪奈	市民公募委員
佐野 真由子	国際日本文化研究センター准教授
潮江 宏三	京都市美術館館長
鈴木 晶子	京都市教育委員，京都大学大学院教授
建畠 哲	京都市立芸術大学学長
富永 茂樹	京都大学人文科学研究所教授，京都芸術センター館長
長谷 幹雄	京都経済同友会代表幹事
畑 正高	松栄堂代表取締役
平井 誠一	西利代表取締役専務
福西 惟次	市民公募委員
森田 りえ子	日本画家
山中 英之	京都新聞社編集局文化報道部長兼論説委員
山本 淳子	京都学園大学教授
塚本 稔	京都市副市長

※平成24年4月1日現在

10 京都文化芸術都市創生審議会・顕彰制度部会委員

(敬称略)

氏名	職名等
上村 多恵子	京南倉庫株式会社代表取締役，京都市美術館評議員
内山 武夫	美術評論家
太田垣 實	大阪成蹊大学教授
久保田 敏子	京都市立芸術大学名誉教授
○ 建島 哲	京都市立芸術大学学長
森口 邦彦	染色家，公益社団法人日本工芸会副理事長

※部会長：○ ※平成24年4月1日現在